

平成24年6月4日

指定介護保険事業所管理者各位

堺市健康福祉局長寿社会部
介護保険課長
介護事業者課長

平成24年度介護報酬改定に伴う算定について（注意喚起）

平素は本市介護保険行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年4月の介護報酬改定に伴い、訪問介護サービスにおいて、身体介護が中心である場合の「所要時間20分未満の場合」が新設され、生活援助が中心である場合の算定区分が「20分以上45分未満」と「45分以上」の2区分に見直されています。

報酬改定の内容については、既に集団指導等で説明を行っているところではありますが、改めて下記のとおり周知いたします。

記

1 身体介護が中心である場合の「所要時間20分未満の場合」

日中に当該区分を算定するについては、次のいずれにも適合する必要があります。

- (1) 深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）を除く時間帯を営業日及び営業時間（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第29条第3号に規定する営業日及び営業時間をいう。）として定めていること。
- (2) 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、常時対応できる体制にあること。
- (3) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に係る指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。

ア 当該指定訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。

イ 当該指定訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定していること。

注) (1)について、運営規程において、営業日及び営業時間について定める必要があり、変更を行った場合は堺市介護事業者課に変更届出書を提出する必要があります。

2 生活援助中心の時間区分について

訪問介護サービスは、利用者個々の状況に応じて、介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスが提供されるべきものです。

したがって、利用者の状況や意向を踏まえずに、新たな時間区分に無理に適合させるようなことがあってはなりません。

なお、これまで提供されていた60分程度のサービスや90分程度のサービスを、適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき45分以上の生活援助として位置付けて提供は可能です。

また、居宅介護サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成に当たっての一連の業務を行う必要がありますので併せてご注意ください。

以上、ご理解のうえ、関係法令を遵守し、適正な介護サービスを提供されるようよろしくお願いします。

(連絡・問合せ先)

堺市健康福祉局

長寿社会部

介護保険課

TEL: 072-228-7513

FAX: 072-228-7853

E-mail: kaiho@city.sakai.lg.jp

介護事業者課

TEL: 072-275-6235

FAX: 072-229-0088

E-mail: kaiji@city.sakai.lg.jp